

心地よい川風をはだに 山田舟着場の全景

きたろうら

第29号

発行所
北浦村大字山田
北浦村役場

発行人
真家襄之

印刷所
石崎印刷株式会社
電話(鉢田)一四八番

● 今月の税金
固定資産税第二期の納入月です
各公民館分館出張徴収は二十九、三十日の二日間です

議会レポート

昭和35年村議会第2回定例会は、6月28日午後1時40分から開会され、次の議案が提案され、同日議決された。

第17号議案
北浦村税条例の一部を改正する条例
村民税、固定資産税関係において、所得税法及び不動産登記法の改正にもなつて、その税条例中、主に用語、字句を改正したものである。(例へば「不具者」を「障害者」と改正し、固定資産税関係に於ては、「土地台帳」を「土地登記簿」に、「家屋台帳」を「建物登記簿」ということである)

第18号議案
北浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。
消防団員の火災出場並びに訓練出場に対して1回50円の出場報酬を支給することを廃止して、年額150円と年額報酬に改めた。

第19号議案
北浦村危険物取締条例を廃止する条例。
消防法の一部改正により危険物取締は県が行うため、従来村にあった条例を廃止した。

第20号議案

北浦村職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。
国民健康保険事業会計に所属する職員で、国民健康保険税の賦課及び徴収事務に従事した者に対しては、村税(税務職員)に規定する額の半額の手当を支給すること。

第21号議案
北浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

これは、擬制世帯主(他の保険に加入しており、国保の被保険者になれないが、世帯内に国保の被保険者がある場合)の減額措置である。

第22号議案
北浦村建設基本計画の変更議決のこと。
昭和32年度にたてられた計画を現在検討した結果その計画はあくまで国庫補助の配当を見込んだ計画であった。この国庫補助の配当が変更になつたため、又将来予定計画された小学校の統合は、あくまでの村の財源において実施するよう計画されているため、別記計画書の通り、変更議決された。中でも中学校建設工事が第四期工事にくりのべられた主たる理由である。(変更計画書裏面に登載)

第23号議案
昭和35年度北浦村歳入歳出追加更生予算。
繰越金を主たる財源として、土木費外、総額2,843,700円の追加予算の議決がなされた。

適確に把握するため 七月に世帯調査

抛出国民年金

調査の目的
抛出国民年金に必ず加入しなければならぬ人々や、希望によつて加入したいと思ふ人々の加入届の受付が十月

一日から役場で始められることとなつていますが、村においてこの事務を円滑に処理するために、これらの人々を適確に把握することを目的として、七月に世帯調査を行います。同時に所得がなかつたりして保険料を納めること

本村の人口

(6月末日現在)

男	6,121人
女	6,664人
計	12,785人
世帯数	2,177

- (1) 氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄、住所、職業、勤務先
- (2) 公的年金(例へば恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、共済組合法など)の被保険者または組合員であるかないかということや公的年金をうけていないかということ
- (3) 希望により加入することができる人々(たとへば昭和三十六年四月一日において五十才から五十四才までの人々、または公的年金のうち遺族年金や扶助料などを受けている人、あるいは公的年金をうけている人や組合員の配偶者大学の学生や高等学校の生徒など)については加入を希望するかないかということ
- (4) 保険料を免除されるような理由(たとへば障害福祉

調査の対象

全世帯について調査しますが、その世帯主や世帯員のうち、明治三十九年四月一日(五十五才)から昭和十七年三月三十一日(十九才)までに生れた日本国民はすべて調査の対象となります。

調査事項

全世帯について調査しますが、その世帯主や世帯員のうち、明治三十九年四月一日(五十五才)から昭和十七年三月三十一日(十九才)までに生れた日本国民はすべて調査の対象となります。

調査の方法

国民年金適用世帯調査票を各市町村の職員や委託された調査員または必要に応じて町内会、部落会などの組織をとおして各世帯に配布し、世帯主がこれに所要のことを記入したものを回収します。

調査の実施時期

七月上旬各世帯に調査票を配布し、八月上旬までに各世帯よりこれを回収します。以上この調査のあらましについて申し上げますが、調査の結果は今後の年金事業の運営に貴重な基本資料となるものであります。この調査票についてわからないところがありましたら、調査票の回収にきた人や村の役場の人によく聞いて、正確に記入されるよう望みます。

悲惨な 交通事故の防止

自動車運転には 左のことを!!

(一) 雨水にぬれた舗道上ではブレーキをかけた際スリップ距離が晴天時より長くなり前車に追突する危険性がある。

(二) 降雨のため前方注意が不確実になりがちとなる。

(三) 雨具の着用などにより歩行者が自動車の通行に気がつかない場合が多い。

ふえる危険な事情には格別の注意をおこたることなく。

変更になつた保証書による登記申請

以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処せられることになりました。四月一日より実施されております。

図書の出し 貸出し 始まる



村教育委員会事務局(公民館事務局)ではこのほど図書整備計画にもとづいて百六十冊の図書を購入貸出しを始めました。事務局まで申し出て、御利用下さい。

小貫小学校々庭 擴張工事完成す

小貫小学校では本年度校舎を労働により校庭擴張工事を増築することになり部落の勤行いこの程完成した。



小貫小学校庭擴張工事

農家台帳の作成について

1. 目的
 農業委員会は、昭和二十六年に発足してから、農地事務をその中心の仕事として、担当してきまされたが、昭和三十三年の農業委員会等に関する法律の改正によって、新たに「農業および農村に関する振興計画の樹立および実施の推進に関する事項」が、その主要業務の一つとして加えられたことになりました。これは、農地改革後の重要な農業振興事業を担当する機関として、もつともふさわしい農業委員会が大きな期待をかけられたものといえます。しかし、農業委員会が、新たにこの仕事を執行するためには、まずその準備として、本村内の農家の実際の姿を明らかにした基礎的な資料の整備がされなくてはなりません。このように理由から農業委員会は、私たちの村における農業を発展させる計画や、実施の推進をはかると同時にその

2. 農地事務を適確に処理するための基礎資料として本年度に、日本全国六百万農家の各戸について、農家台帳を整備することになりました。

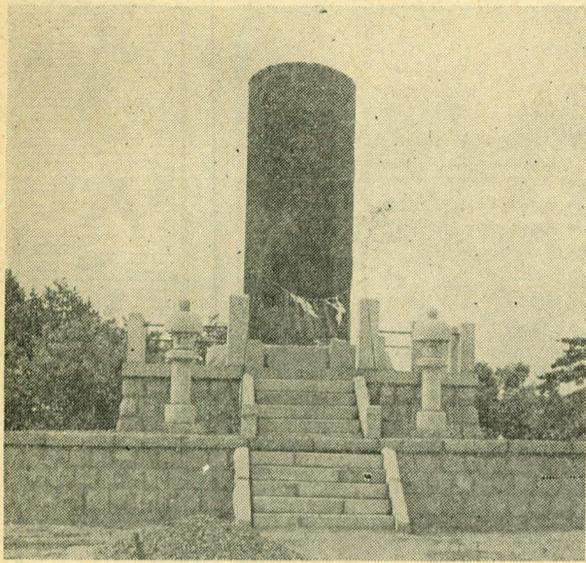
3. だれを対象とするか
 本村に住んでいる農家であつて一反歩以上の農地を耕作している世帯を対象としてこの農家台帳を作成いたします。

4. 作成の方法と時期
 調査員が農家台帳調査票を持って、農家を戸別に訪問し、ききとり調査によつて記入した後でその結果を正式の農家台帳に転記いたします。この農家台帳が正確にできるかどうかは、第一にこの聴取調査にかかっているのですから、農家台帳の目的や意義が重大なことを充分理解されて協力して下さい。質問の意味が充分納得されるよう細部についても質疑して下さい。調査の日時は昭和三十五年八月一日現在で行います。但し調査戸数が多いためこの日時の前より

忠 霊 碑 竣 工

北浦村関係英霊の功績顕彰と慰霊のための忠霊碑の建設もみなさんの多大のご協力によりまして六月末日立派に完成いたしました。

ご協力を深く感謝いたします。なお除幕式ならびに慰霊祭は近日執行の予定です。



忠 霊 碑

共 済 組 合

過去一ヶ年の回顧と今年度への期待

私が皆様の御推挙を受けて組合長に就任して一年、その間歩んで来た道は必ずしも平坦なものではありませんでした。あの当時八百萬円の未取金整理と取り組んだ時の気持は、ほんとうに考えただけで汗の出る思いでした。併し関係役員さん方の積極的応援と組合員各位の理解ある協力として又組合の職員もみんな一生懸命やってくれました。かくして事業は大体順調に進捗し昨年度決算期に於て共済金の相殺を含め、約五〇%の四百萬円近くの整理をなし得た事に対し組合員各位に深く感謝申し上げる次第であります。と同時に未整理分については引き続き本年度に於て最善の努力を尽し前年度協力された組合員の方々に応えすべく全職員張り切って準備を整えて居ります。

それとまだ未納のある方に対しては、期日を定めて納入通知書を発行します、その後職員が各部署を定め各戸へお伺い致しますから其際は是非御納入下さる様お願い致します。尚納入期日後一ヶ月を経過しますと甚だお気の毒ながら延滞利子が増算されることにな

農家台帳は大きく分けて、次の七項目について調査します

- 一、農家分類に関するもの
- 二、世帯及び雇用に関するもの
- 三、土地に関するもの
- 四、主要な固定資産に関するもの
- 五、家畜に関するもの
- 六、肥料、飼料農業に関するもの
- 七、耕種、養蚕、養畜に関するもの

北浦村農業委員会

組合長

私から承願いたします。但し延利については掛金納入組合員であるか又は特に条件を附し組合長の承認を得たものに対しては別途考慮したいと思ひます。

以上何事もすべて現金払の出来る組合にしたい為の施策であり一面「正直者に馬鹿は見せられない」との信念から出た発したものであることを御諒承下さい。

次に制度改正の問題に就て一言申上ります。既に御承知の様にして農林省に於ては改正案に対する大体的成案を得て今国会に提案される筈であつたのですが、国会もあの様な状況であつたので今国会に提案され事は殆んど期待出来ません併し何れにしても組合決議に依る解散も出来ませんし主要農作物等の任意加入制だとか又は現在の保険方式を廃して補助金制度に改めるといふ様なことにはならないとの事です。要するに今回の改正の根幹はあくまで現行制度を基本とした大巾な改正で農家の要望に應えようとするものであろう事を附け加えておきます。

学校名	増改新(統合)の別	規 模	工 事 概 要	摘 要
1 小学校	山田小学校 繁昌小学校 新城小学校 三和小学校	統合して一校一部 移築 不足分新築 統合一校一部旧武田 中校舎転用、不足分 新城小学校舎転用	旧津澄中敷地転用土盛、地均 整地の上工事請負 移転校舎 208坪は工事請負	昭和38、39年度 施行予定 昭和36年度 施行予定
要小学校	移築(一部)	木造二階建120坪	腐朽校舎を解消するため旧要 中学校々舎二階建瓦葺120坪 を移築する工事請負	昭和36年度 施行予定
小貫小学校	移築(一部)	木造瓦葺平家建 199坪	不足校舎、便所等の不足を補 うため旧新城小学校6教室 176坪渡りろろう下10坪及び便 所12.5坪を移築する 工事請負 運動場狭隘のため拡張予定 工事請負(700坪拡張)	昭和35年度 施行予定
2 中学校	北浦中学校	新 築 鉄筋コンクリート 二階建 延坪 普通教室 19 特別教室 6 所 4 便所 1 小 物 各 鉄筋ブロック平家建 屋内連動場	第一期工事 地均工事 校 舎 3000坪 274坪 第二期工事 校 舎 315坪 地均工事 6000坪 第三期工事 校舎及び附属 294坪 第四期工事 240坪	昭和33年度施行 昭和34年度施行 昭和35年度施行 昭和36年度施行

☆これではアベコベ
 (夏休み学童の生活指導月
 七、月一八)
 「ダメダメ、
 おやじには
 こんな映画は
 見せられない」

北浦村建設基本計画書
 第十四章 教育計画
 第一節 学校施設の統合整備計画

夏 の 保 健

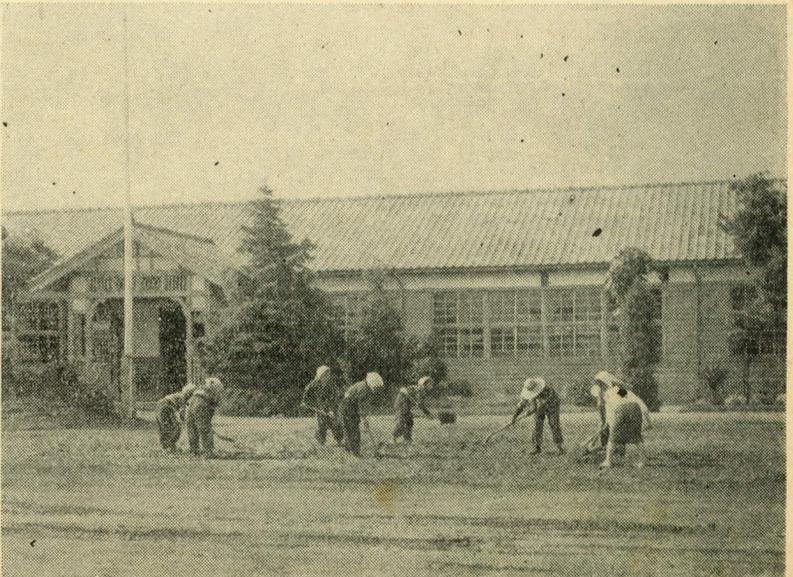
赤痢
 赤痢菌によつておこるのは急性大腸炎です。患者や保菌者(健康にみえても菌を体にもつている人は県の検査で一〇〇〇人につき四人から七人の割合で発見されます)のふん便からの赤痢菌によつて食物や飲料水が汚され、それを食べたりによつてうつります。

それには「ヘエヤゴキブリ(いわゆる台所のアブラムシ)」などが菌を体につけてひろげる役目を果たすこともあり、予防には、まず食事前、調理前、用便後には手をよく洗うこと。なまのものを食べぬこと。なま水を飲まぬこと。ヘエヤゴキブリを駆除することなどで相当の効果があらわれます。赤痢の基本症状は発熱と下痢です。ふつう「腹こわし」でも熱が出て下痢をすることもあります。下痢が強くしかも粘液や血液をまじえているのは赤痢ですから、早いうち

日本脳炎
 医師にからねばなりません。どこの家にも見られる蚊(コガタアカイエ)によつてうつります。昨年本県では二十五人の患者があり八人の方がなくなりました。

疫病や小児マヒと同様子供がかかり死亡率が高いうえ、病気がなおつてもバカになつたり、手足の自由がきかなくなつたりするので大変おそろしい病気です。

多くは高い熱と頭痛を最初にうたえます。続いて意識がなくなつたり、また興奮してウワゴトをいったり、手足をバタバタ動かしたり、奇妙な運動をすることもあります。この病気にも特別な治療法がありませんから予防することが必要で、そのためには蚊の駆除はいうまでもなく炎天下の無帽や、長時間遊び過ぎる過労させぬよう注意することと五月から七月頃までに日本脳炎の予防注射をうけることが望ましいのです。



新城小学校PTAの奉仕による校庭砂盛作業